

# あなたの悩み、ひとりで悩まず、ご相談ください 人権擁護委員はまちの相談パートナー

人権擁護委員は、市民の皆さんの人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。いじめ、児童虐待、家庭内の問題など、日常生活での悩みや心配ごとがありましたら、気軽に相談ください。

問い合わせ 市民課戸籍係(☎35-2811)

## 人権擁護委員ってどんな人たち？

人権擁護委員は、地域の中で人権が侵害されないように、人権を擁護することを目的として法務大臣から委嘱された市民です。全国の各市町村に配置されています。

市民の皆さんから人権に関する相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。

私たちが人権擁護委員です！



## 人権擁護委員に相談するにはどうしたらいいの？

社会福祉協議会が主催する心配ごと相談のほか、電話やインターネットでも相談を受け付けています。差別・虐待・セクハラ・パワハラ・いじめ・誹謗中傷など、日常生活での悩みや心配ごとを、ひとりで悩まず相談ください。

### 心配ごと相談

日程 每月4回



※開催日時はP14「相談窓口」をご覧いただくか、社会福祉協議会(☎35-3724)へ問い合わせください。

会場 プラザけやき、中央公民館(各会場毎月2回)

相談役 人権擁護委員、民生委員・児童委員、行政相談委員

### 電話相談

#### 電話番号



みんなの人権110番(☎0570-003-110)

差別や虐待、ハラスメントなど、さまざまな人権問題についての相談

子どもの人権110番(☎0120-007-110)

いじめ、虐待などの子どもの人権についての相談

受付日時 平日 午前8時30分～午後5時15分

### インターネット相談

#### 法務省インターネット人権相談



相談フォーム(右記)から氏名や相談内容などを入力すると、最寄りの法務局から、後日メールまたは電話で連絡があります。

※相談無料、秘密厳守



## どんな活動をしているの？

市内の認定こども園や小学校などで人権教室を開催し、いのちや友達の大切さや、自分や周りの人への思いやりの大切さについて伝えています。6月1日の「人権擁護委員の日」や12月10日の「人権週間」にあわせた街頭啓発活動や、ふれあい広場での展示など、多くの方に人権を知っていただきたための活動を行っています。

また、文化会館エルで人権の花運動(ひまわりの栽培)も行っています。



▲人権教室



▲街頭啓発活動



▲人権の花運動

## 三ツ井誠委員が人権擁護委員法務大臣表彰を受賞

三ツ井誠委員(川島)は、平成26年7月1日から人権擁護委員として活動し、菊川地区の会長や掛川協議会の会長を務めるなど、長年にわたり人権擁護活動に尽力した功績が認められました。おめでとうございます。



## 大嶽心吾委員が着任

西方・堀之内地区の人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに10月1日から大嶽心吾委員(公文名)が着任しました。任期は3年です。  
よろしくお願いします。



## 人権啓発優秀作品を展示します

法務省は、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定めています。人権週間にあわせ、市内小中学校から応募があった人権標語の優秀作品と、人権の花運動の活動写真などを掲示します。

日時 12月4日(木)～10日(水)

午前8時15分～午後5時

※10日(水)は午後1時まで

会場 市役所本庁舎1階ロビー

▶昨年の様子

